	件名	市民の声（要旨）	市の回答（要旨）	所管課等	受付日	回答日
1	奥河内くろまろの郷での釣り	奥河内くろまろの郷に行ったのですが、うちの子供が泳いでいるすぐ横で釣りをした非常識な家族がいたため、注意したところ逆ギレされてとても不愉快な思いをしましたので、奥河内くろまろの郷のホームページや河川利用のご案内の紙にも分かりやすく人が泳いでる近くでの釣りは禁止と記入をお願いいたします。普通に考えて危ない行為だと分かるのに平気で自分達さえ良ければいいという行動をとられる方もいますので、今後この様な危険行為をする人がでないように禁止事項として載せていただけると有難いです。	いつも道の駅奥河内くろまろの郷をご利用いただきまして、ありがとうございます。この度は、河川広場でご不快な思いをおかけし、誠に申し訳ございません。 今回のお申し出を受け、直ちに施設管理者と禁止事項の見直しを行い、職員の巡回についても強化するよう指導いたしました。 今後も利用者の皆様に、快適に河川広場をご利用いただけるよう、適切な運営管理及び周知に努めてまいります。	産業観光課	R8.8.1	R8.8.14
2	ゼロカーボンに向けた脱炭素施策の展開等	ゼロカーボンに向けた下記施策を提案したいです。 １．宣伝・広報活動 ・CO2 削減（脱炭素）の重要性について市民に広く周知できる施策の実施を行なって頂きたいです。 ２．補助金等の情報提供活動 ・国の補助金等を含む補助金等の情報を広く市民に届ける施策の実施を行なって頂きたいです。 ３．地域マイクログリッド（独立型小規模電力網）の構築 ・空き家を活用した地域マイクログリッドの構築をお願いします。 ４．企業・商業施設との連携 ・市内の事業者と連携した取り組みを行なって頂きたいです。	限りある市の人的・財政的リソースを適切かつ効果的に配分・活用しながらゼロカーボンを目指す上で、本市では国の交付金を最大限に活用して個人宅・事業所向けに太陽光発電設備等の導入を対象とする補助金制度を運用するとともに、脱炭素に繋がる生活を推進する「デコ活」の普及啓発を中心に施策を展開しています。 脱炭素の周知啓発については、SNS、広報紙等のほか、人が集まるイベントで啓発・相談ブースを出展するなど、機会を捉えて実施しています。 補助制度の周知については、相談ブースの出展に加え、SNS のほか、協定を締結したエネルギー事業者との連携による制度周知や、広報紙に折り込みチラシを入れるなど補助対象者に直接的に働きかける一方、設置工事の施工業者となり得る工務店・ハウスメーカー・金融機関等に対して制度チラシを送付するなど、あらゆる方面から制度推進を図っているところです。 ご提言いただきました地域でのイベントの開催や地域マイクログリッドの構築のアイデアも参考とさせていただきながら、民間事業者とも連携して、費用対効果に優れた施策を検討・展開してまいりたいと考えています。 空き家対策については、従来の「空き家バンク」による情報掲載に加え、令和８年度からは所有者と不動産事業者をマッチングして積極的に市場流通を促す「空き家×未来プロジェクト」を開始しました。放置空き家の解消や子育て世代への継承を目的としています。なお、現在のところ住宅政策部門での空き家の買い取りは行っておりませんが、いただいたご意見は今後のまちづくりに活かしてまいります。 また、「住宅省エネ 2026 キャンペーン」等の国等の補助金情報についても、ホームページ、窓口でのパンフレット配架、および市民からのリフォーム相談時の積極的な案内を行っています。	環境政策課 まちづくり推進課	R8.8.3	R8.9.3

3	市役所職員のサギ	過去に生活保護を受給していましたが、生活保護法第63条に基づく返還金処理の中で、返還した金銭を複数職員が着服したのではないですか。また、領収書が送付されておらず手続きは適切であったのでしょうか。	ご指摘のあった職員から状況を聞き取りするとともに、当時の経緯を記録にて確認を行ったうえ、ご指摘のあった金銭について処理状況の確認を行いました。 申出者は生活保護受給後に年金の遡及受給分を受けとられたため、生活保護法第63条により生活保護費の返還が決定しています。 その後、上記返還金の返還方法について申出者と職員とで協議が行われ、申出者の意向を受け、申出者と複数職員の立ち合いのもと銀行窓口にて返還金の一部の金銭が納付されたものです。なお、納付に関しては本市発行の納付書が使用されており、同日銀行窓口にて銀行職員から領収書の発行がなされております。そのため、領収の確認書類は申出者が銀行からすでに受け取られています。また、納付された金銭は適切に処理されており、職員が詐欺を行った等の事実はございません。	くらしサポート第１課	R8.8.3	R8.8.10
4	南花台クルクルの運営費用	南花台のクルクルは、市、府、市社会福祉協議会、南花台自治会が連携して運営されていますが、運営費用（各々の分担金）はどのようになっていますか。	「クルクル」の運営にかかる費用につきましては、市および協力事業者においてそれぞれ負担を行っております。 まず市におきましては、車両を公用車として使用しているため、整備費や保険料といった維持管理費用のすべてを負担しております。 また、車両の充電等にかかる電気代や、受付拠点・車両置き場の場所代につきましては、地域のスーパーにご協力・ご負担いただいております。 なお、市社会福祉協議会および南花台自治会からの直接的な金銭の分担金はございません。ただし、市社会福祉協議会からは生活支援コーディネーターの一環として地域主体の環境整備を図るための定例会議へのご参加、南花台自治会からはスタッフの派遣などの人的支援をそれぞれいただいております。	まちづくり推進課	R8.8.12	R8.9.1
5	災害時の避難ルート・場所	昨今、台風・大雨・地震などの自然災害の頻度が多くなっていますが、私の住んでいる近所や他所の人より、災害時にどこに避難すれば良いのか、場所やルートをよく聞かれることが多くなっています。（高齢者、１人暮らしの方が多いかもしれません） 自治会が団結しているところは、頼もしく思いますが、横のつながりがない住まいの人は、不安になってきているかもしれません。起こってからでは遅いので、今一度市民に啓もう活動を強化する時期かもしれません。	避難所等については、日ごろから広報紙やSNSなど様々な手段により周知・啓発を行っており、災害ハザードマップにおいては令和６年３月に全戸配布を行いました。また、災害時においても、台風接近時の事前の周知や、避難所開設時の情報なども随時様々な手段により周知しております。 今後も、多くの方に効果的に情報が届くよう努めてまいります。	危機管理課	R8.8.13	R8.8.18
6	歩道の通行妨害 某会社裏の歩道	某会社の裏の敷地より木・草が生繁、歩道の半分以上を占領していて通行の邪魔になっています。 この歩道は近辺の住人がスーパー・駅など頻繁に利用する歩道のため、実に迷惑しています。特に自転車の通行については一旦、降りて手押して移動しています。春から秋にかけて数回、木・草が生繁し同様に通行妨害の状況です。某会社には定期的に草刈りなどするよう行政指導願います。歩道の入り口の右側の雑草の土地はどちらの所有かは不明です。	各土地の所有者に対して、草刈を定期的にするように依頼いたしました。	道路課	R8.8.13	R8.8.24

7	防犯灯管理移管に関わる写真提出協力依頼に関する要望	町内の各電柱に設置されている防犯灯は今まで市に設置していただき、自治会が管理、電灯代（一部市が補助）を負担してきましたが、来年度以降管理は全て市に移管することが市内部で決定されました。管理移管にあたって、担当部署である危機管理課は「対象となる防犯灯が装着されている全ての電柱について市が指定する２方面から撮影して提出」の協力を各自治会に依頼されました。 当自治会が管理する防犯灯が装着されている電柱は総数233本と非常に膨大であり、466枚の現地写真撮影および整理を行うことは、当自治会の現状を超えた過大な作業です。休日を割いてこれほどの作業を無償で担うことは、持続可能な地域活動の限界を超えております。そもそも防犯灯の登録や現状把握に必要なデータ集めは市の管理責任に属する業務であり、市の手続き上「写真が必要」だとしてもそれを住民に無償で労働させて用意させる法的な根拠はないと思います。さらに、写真提出がなく管理移管ができない場合には来年以降防犯灯電気料金については 100%自治会負担となるとの回答を、市議会議員を通していただいております。防犯灯の電気代は、当自治会の年間会費の 20 パーセント超える金額です。「233 本の電柱全ての写真の提出を自治会が行わなければ来年以降の電気代は 100%自治会が負担しなければならない」という状況での写真提出協力依頼は、市行政の優越的地位を利用した「業務の強制」に等しい行為だと思います。手続きの不備を理由に住民組織に不当な財政負担を強いることは、行政の裁量権の逸脱にあたると思います。 防犯灯の担当課である危機管理課とは、複数回メールを送付し窓口の方との直接のお話を２度させていただきました。その間一度メールを受け取りましたが会長ができなければ自治会役員にさせればよいという、主旨のずれた内容でありましたので、論点を今一度明確にして本文面の主旨と同等の内容のメールをお送りしました。 その後２週間経ちますが、一切の返答は受け取っておりません。また、本件は市長にも文面にて直訴しておりますが、現時点で何の返答も受領しておりません。 つきましては、私どもの訴えに真摯に向き合い私共への回答をいただくとともに、写真撮影業務については市側での実施（市側での予算措置による民間業者への委託、または市職員による撮影）をお願いいたします。	防犯灯の公設化に伴う写真の提出について、ご意見をいただき、ありがとうございます。町内の 233 本の防犯灯について、１灯につき２枚の写真を撮影・提出いただくことについては、以前にも同様のご説明をしておりますが、改めて市の考え方をご説明いたします。 現在、防犯灯は自治会が所有・管理されており、一定の条件を満たしたものについて、市へ移管（譲渡）していただいた上で、公設化することとしております。 そのため、移管に際して写真の提出をお願いしている主な理由は、次の３点です。 ① 市が引き取ることができる状態の防犯灯であるかを確認するため ② 移管後に、自治会と市との間で認識の相違やトラブルが生じることを防ぐため ③ 防犯灯の移管及び公設化の手続きを円滑に進めるため 防犯灯の中には、私有地や民家の壁面等に設置されているものもあり、設置状況によっては、市がそのまま引き取ることが難しい場合があります。 請求書や市の管理台帳等の書面だけでは、防犯灯の実際の設置状況や周辺環境まで確認することができません。そのため、移管の対象となる防犯灯について、現況を写真で確認させていただく必要があります。 また、今回の手続きは、現在の所有者・管理者である自治会から、市へ防犯灯という資産を移管（譲渡）していただくものです。そのため、市としても、移管を受ける時点での防犯灯の設置状況を確認し、自治会と市の双方でその状況を共有しておくことが必要と考えております。 このことから、誠に心苦しい限りではございますが、移管対象となる防犯灯について、所有者である自治会から写真をご提出いただく手続きを省略することは困難です。 233 本の防犯灯について写真を撮影・提出いただくこととなり、ご負担をおかけすることは十分認識しておりますが、本手続きは、将来的に自治会の防犯灯の維持管理に係る負担を軽減し、地域の安全・安心を確保するための重要な手続きであると考えております。 ここで、提出期限を 10 月末としておりますのは、電力会社への契約者変更等の移管手続きに一定の期間を要することに加え、令和９年４月からの電気料金について、できる限り早期に市へ移管することで自治会のご負担を軽減することを目的としております。 なお、10 月末までに提出が間に合わない場合であっても、移管を受け付けないというものではございません。提出書類が整い次第、随時、移管手続きを進めるなど、できる限り柔軟に対応してまいります。	危機管理課	R8.8.17	R8.8.20
8	他の自治体の期日前投票運用	他の自治体の期日前投票運用を参考として送付します。	今後の参考にさせていただきます。	選挙管理委員会事務局	R8.8.21	R8.9.7

9	市議会だより等	市議会だよりの個人質問のなかで、某地域の活性化について質問されていますが、回答の記載がありません。回答内容を教えてください。 市議会の運営のあり方について、質問に対する行政側の回答が具体性に欠ける回答に終始していると思います。これらの回答後、どのようなアクションが取られているか住民には分かりません。	市議会だよりの個人質問の記事につきましては、市議会内のルールとして、「答弁は２問まで掲載できる」という取り決めがあるため、ご指摘の「某地域の活性化」にかかる質問については、質問のみの掲載となっております。 このため、回答内容のご確認につきましては、大変お手数ですが、「河内長野市会議録検索システム」をご覧いただきますようお願いいたします。なお、紙媒体の会議録については、図書館、公民館、コミュニティセンター、市役所１階情報コーナーにも閲覧用に配架しておりますので、よろしくお願いいたします。 ■河内長野市会議録検索システム https://ssp.kaigiroku.net/tenant/kawachinagano/SpTop.html 市議会だよりに掲載している一般質問の記事につきましては、掲載スペースの都合上、一部を要約して掲載しております。このため、スケジュール感やPDCAについて回答があっても紙面に掲載されていない場合があります。回答の詳細につきましては、上記同様、会議録をご確認いただきますようお願いいたします。 なお、市議会運営のあり方につきましては、いただいたご意見を真摯に受け止め、今後の議会運営の参考とさせていただきます。	議会総務課	R8.8.24	R8.8.28
10	奥河内くろまろの郷から河川敷に渡る看板の設置のお願い	くろまろの郷から受付テントに渡る道路は、小さい子が確認せず横断しますし、結構クルマが行き来するので危険を感じました。 そのため、河内長野警察署に横断歩道の設置を要望しましたが、警察の調査結果の返事があり、横断歩道の設置は厳しいとの事です。警察のアドバイスとして、市に「横断注意」の看板設置をお願いしてみてはどうかとの事です。お願いできますでしょうか。	この度は、道の駅奥河内くろまろの郷と河川広場の間の道路を渡る歩行者の安全確保について、ご心配いただきありがとうございます。 今回のお申し出を受け、施設管理者と協議を行った結果、安全対策として横断注意の看板を設置することにいたしました。 今後も利用者の皆様に、安全に施設をご利用いただけるよう適切な運営管理に努めてまいります。	産業観光課	R8.8.27	R8.9.10
11	旅券交付	旅券交付時の持参物について事前に電話にて問い合わせを行いましたが、案内が誤っていた（手元の旅券を持参するべきところその案内が無かった）ため再度来庁しなければならないことになりました。マニュアル等あれば確認してもらいたいです。	事前にお電話でお問い合わせいただいたにもかかわらず、確認が不十分であったため、適切なご案内ができず、誠に申し訳ございませんでした。 お問い合わせ内容を確認しましたところ、申出者様（対象者）が電子申請により行われた手続きにおいては、現在お持ちの旅券を窓口へお持ちいただく必要がございました。しかしながら、お電話での確認が不十分だったため、その旨をお伝えできませんでした。ご足労いただいたにもかかわらず、再度ご来庁いただくことになりましたことを、重ねてお詫びいたします。 今回いただいたご意見を担当職員間で共有し、お問い合わせの際には状況を丁寧に確認したうえでご案内するよう周知徹底してまいります。	市民窓口課	R8.8.28	R8.9.7

12	美加の台中学校 改修工事	小中一貫教育推進校整備工事の足場組立作業現場において、フルハーネス型墜落制止用器具およびランヤードが適切に使用されておらず、かつ作業区画も未設置でしたが、安全管理上大丈夫なのでしょうか。	本工事につきまして、元請施工会社に対し、以下のとおり安全管理について厳重に指示いたしました。 1. 関係協力業者に対し、フルハーネス型墜落制止用器具及びランヤードの正しい使用について改めて周知すること。 2. 作業・安全区画および作業動線を明確にし、安全ルールを徹底させること。 3. 元請施工会社としての安全管理を徹底すること。 市といたしましては、今後も安全管理の徹底に努めてまいります。	教育総務課	R8.8.29	R8.9.8
13	河内長野駅前 コンコースの糞害	河内長野駅前の図書ポスト周辺が鳥の糞がビッシリついていて驚きました。駅周辺の美観を維持することに賛成である一方で、弊害として鳥の糞害が足元の景観を損ねています。市として対策はお考えでしょうか。	糞害の対策として、木の枝を、根元の方から短く切り落とす作業をすることにより、鳥が木にとまらなくなると考えていますが、実施時期について、夏季に実施すると、木が枯れる恐れがあるため、樹木の健康を守るために冬季に実施する予定です。	道路課	R8.8.31	R8.9.9

※公表している市からの回答内容及び担当課名については、原則回答時点のものであり、現在の状況とは異なる場合がありますのでご了承ください。